

電動キックボードの 現状・今後の展開に関して

令和2年10月

経済産業省

電動キックボードの現状

- 電動キックボードは、海外では欧米を中心に、手軽な交通手段として近年急速に普及。
- 日本では現行関連法制において、電動キックボードは、原動機付自転車に分類され、免許・ヘルメットの着用等が義務付けられている。
- 電動キックボードの安全性、他の交通主体との調和性、社会的受容性が認知され、手軽な交通手段としてシェアリングサービス等で普及すれば、人々の日常の短距離移動の効率化などに資する可能性がある。

電動キックボードの特徴

- 速度制御が可能で、重量・サイズが小さい。
- 立った姿勢で乗るため、利用者の服装に制限がない。
- 駐車スペースが小さい。

サンドボックス制度を活用した実証

株式会社mobby ride

- 実施期間： 令和元年10月～令和2年4月
- 実施場所： 九州大学

株式会社Luup

- 実施期間： 令和元年10月～12月
- 実施場所： 横浜国立大学

今後の展開

○新事業特例制度を活用した実証事業

- 産業競争力強化法に基づく新事業特例制度を活用した実証事業を実施するために、事業者から新事業活動計画の認定の申請があったところ。
- 当事業においては、電動キックボードによる普通自転車専用通行帯の走行が可能となる。
- 現在申請されている計画が認定されれば、認定月～令和3年3月まで、事業を実施することとなる予定。

成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日閣議決定）における記載（抜粋）

○サンドボックス制度の活用

①運用の改善、実証後のフォローアップ

＜今後、規制の在り方を検討する主な実証＞

- 現在「原動機付自転車」と分類されている、いわゆる電動キックボードに関し、将来の移動を担う新たな交通手段として、2019年度に実施した規制のサンドボックス制度に基づく実証実験や国際的な動向等を踏まえ、歩行者を含む様々な交通主体の安全性及び快適性を十分に確保することに留意しつつ、走行場所や車両保安基準について検証するための新事業を行う。さらに、新事業の結果を踏まえ、運転者の要件や、安全確保措置、車両の区分等の交通ルールの在り方について、制度見直しの要否を含め検討する。特に、国家戦略特別区域法に基づく運転者の要件等の特例措置について、2021年前半目途に結論を得る。

(参考) 規制改革実施計画 (令和2年7月17日閣議決定) における記載 (抜粋)

3. 投資分野

(4) 多様な移動ニーズを満たすマイクロモビリティについて

現在「原動機付自転車」と分類されている、いわゆる電動キックボードに関し、将来の移動を担う新たな交通手段として、令和元年度に実施した規制のサンドボックス制度に基づく実証実験や国際的な動向等を踏まえ、歩行者を含む様々な交通主体の安全性及び快適性を十分に確保することに留意しつつ、走行場所や車両保安基準について検証するための新事業を行う。

さらに、新事業の結果を踏まえ、運転者の要件や、安全確保措置、車両の区分等の交通ルールの在り方について、制度見直しの要否を含め検討する。特に、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）に基づく運転者の要件等の特例措置について、令和3年前半目途に結論を得る。